

被告は、国賠訴訟判決の尊重を

けんぽ協会は保険者としての責任を果たすべき

去る7月26日、東京地裁での第1回口頭弁論で原告側は、船員が被ばくしたことは明らかであるので、被告の側で不承認ないし不支給の理由を明らかにするように求め、裁判所も同様に被告側に不承認の理由を求めた。これに対して被告側は9月30日付準備書面で不承認ないし不支給の理由を提出した。

書面内容は、協会けんぽが厚生労働省の援助を得て設置した「船員保険における放射線等に関する有識者会議」による報告書「ビキニ環礁水爆実験による元被保険者の被ばく線量評価に関する報告書：平成29年12月版」と令和元年9月版に依拠して出した結論を再び繰り返しただけであり、しかも申請者にただの一度も聞き取り調査さえしなかつた事への反省すらうかがえないものだった。

この有識者会議の報告書は、加害者側であるアメリカの粗雑なデータを根拠に、放射性降下物による外部被ばく線量、吸入及び経口摂取による内部被ばく線量を計算し、その線量の合計が放射線の晩発性障害を発症させる100mSv(しきい値線量)に達しないと述べている。

クラファン NEWS

No.8 2022.11.2

支援総額 **3,469,000円** 11/1 現在、支援69%に広がる
目標金額 5,000,000円

この立論で、実測されている第五福竜丸の被ばく線量を算定すると、10万分の1になり、原告側の研究者グループは、科学を言とくするもたと指摘している。

有識者会議が被ばく線量評価で採用した元々のデータ、しきい値線量の考え方、内部被ばくの影響の評価の仕方などには、根本的な問題があり、東京弁護士会は、様々な分野の専門家の協力を得て、有識者会議の報告を論破する書面準備をすすめている。



2019年5月に開かれた厚労省社会保険審査会でも、「水爆実験の海域での操業は被ばくを予測し、周知を徹底して止めるべきであった」「労災認定に必要な請求者への聞き取りをしていない」「保険者は労災認定に不可欠な実施把握をしていない」ことなどの問題点が指視されていました。

第2回口頭弁論は、12月27日(火)午後1時半から東京地裁第419法廷で行われます。

裁判所は、立法府・行政府に被ばく船員の救済を求めた

国家賠償訴訟は、高知地裁・高松高裁とも国賠訴訟は原告の訴えを①国家賠償請求権は20年の除斥期間を過ぎている ②政府が意図

図的に隠し続けた事実はないとし訴えを棄却した。しかし判決は、①ビキニ被ばく者や原爆ヒバクシャとの間には核兵器による被害を受けたという共通性がある ②核実験に使用された水爆の方が、原子爆弾よりもはるかに強力で広範囲に放射性降下物をまき散らした③健康被害等を閑視することなく、その救済が同様に図られるべきという主張は理解できるとし、第五福竜丸以外のマグロ船と漁船員の被ばくを認めた。さらに健康状態の悪化と被ばくとの関係を立証することとは困難を伴うことは否定できないが、漁船員の救済に必要性については改めて検討されるべきと考えると述べ、被ばくの事実を認定した上で、立法府・行政府に救済の道を示した。太平洋核被災支援センターが調査した被ばく船員の死亡率と、国民統計死亡率と比較したグラフでもガンによる死亡率がとびぬけている。(下表)

高知で核禁条約

締約国会議の報告会

10月30日(日)ピースポート/議員ウオッチ47の主催で「核兵器のない世界へ手をつなごう未来のために」核兵器禁止条約締約国会議報告会 in 高知が開かれ、同メンバーの高橋悠太さんと徳田悠希さんが、核の傘と核抑止力にすぎない日本政府の姿勢の問題点を、世界の動きを紹介しながらわかりやすく話されました。

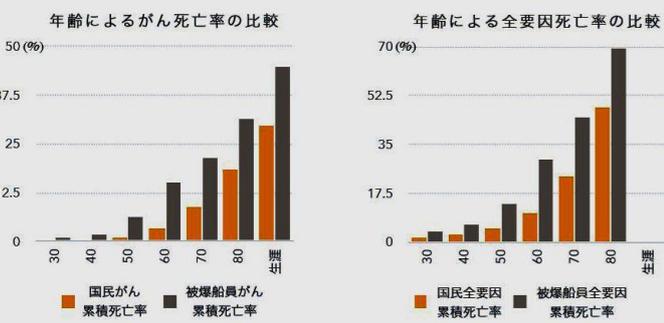
またビキニ被ばく船員訴訟の原告団長下本節子さんは裁判について、吉良富彦県議は高知県の数年間の取組と成果についてそれぞれ報告し、35名余の参加者が真剣に学び合いました。



議員ウオッチの二人は31日副知事と面談し、核禁条約への県の姿勢を問いました。

ビキニ被爆船員・国民統計死亡率の比較

第52巻第6号「厚生」の指権 2005年6月投稿論文「日本におけるがん生リスク評価」加茂・金子・吉村・祖父江のデータ及び、太平洋核被災支援センターの被爆船員調査資料(第5海福丸・第11高知丸・第2幸成丸・第7大丸・第8福光丸・第5明賢丸・新生丸・弥彦丸)112名分のデータをもとにグラフ化したものである



被告はこの表の結果を説明するべきである